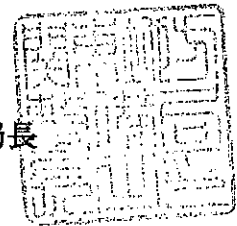




国関整技調第8号の2
平成18年5月8日

社団法人 全国建設業協会
関東甲信越地方建設業協会会長 様

国土交通省 関東地方整備局長



平成18年度 重点的安全対策について

関東地方整備局では、平成13年度より工事の重点的安全対策を定め、工事事故の防止に努めているところです。

関東地方整備局における平成17年度の工事事故の発生状況をみると、平成16年度（88件）と比べ減少しましたが、85件の工事事故（うち死亡事故2件）が発生しており、工事事故の防止に引き続き努める必要があります。特に、発生形態としては、架空線等損傷事故が平成16年度より大幅に増加しており、その対策強化を始めとした、安全対策のより一層の向上が求められます。

このような状況を踏まえ、平成17年度重点的安全対策を見直し、別添のとおり「平成18年度 重点的安全対策」を定めましたので、貴団体傘下の各企業に対し速やかな周知をお願い致します。

今後とも、工事の安全対策の向上に努められますよう宜しくお願い致します。

《平成18年度 重点的安全対策》

I. 架空線等及び地下埋設物件損傷事故の防止

工事関係作業に起因した架空線等及び地下埋設物件損傷事故については、平成13年度より重点的安全対策に定め、事故防止に努めてきたところであるが、昨年も引き続き多く発生している状況にある。そこで、「架空線等及び地下埋設物件損傷事故」を防止するため、特に以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

①【目印表示等の設置、現地確認】

作業前には、地下埋設物件及び架空線等に注意が向くよう、のぼり旗、目印表示の設置等を行うとともに、オペレータ・誘導員等とともに現地を確認し、作業にあたっての合図・禁止事項等を徹底すること。

また、具体的な安全対策の実施方法を施工計画書に記載するとともに、その実施状況を報告すること。

②【アーム・荷台は下げて移動】

バックホウ、ダンプトラックなどを移動するときは、必ずアームや荷台を下げること。

③【入出場時の高さチェック】

工事現場等への建設機械運搬車両、ダンプトラック、ユニック車等の入出場の際は、簡易門型や箱尺・ポール等を用いて高さをチェックし入出場させること。

また、具体的な実施方法を施工計画書に記載し、その実施状況を報告すること。

④【的確な情報伝達と試掘、手掘りの実施】

地下埋設物件等の損傷防止のため、作業前に、占有企業者等に対し、照会及び立会依頼を必ず行い、作業員への的確な情報伝達を行うこと。

また、埋設物の恐れのある箇所は、必ず事前に試掘等を行うとともに、埋設物の近傍では、手掘りにより慎重に施工すること。

II. 機械の稼働に関連した人身事故の防止

不安定な場所や姿勢での機械作業、狭い場所などの作業における建設機械と作業員等の接触など建設機械による工事関係作業に起因して発生した事故は、件数に減少がみられるものの、発生した場合重大事故につながる危険がある。

そこで、「機械の稼働に関連した人身事故」を防止するため、特に以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

①【吊上げ作業時の安全確保】

クレーンによる吊上げ作業は、吊上げ荷重、作業半径等の能力の制限を守り使用すること。また、クレーン機能付きバックホウをバックホウ

モードのまま吊上げ作業を行うと用途外使用となるので、その適用条件を適正に判断すること。

- ②【地盤状況の確認、安定した場所や姿勢での作業】
法面・傾斜地での建設機械作業にあたっては、地盤状況や現地条件を事前に確認し、安定した場所や姿勢を確保すること。
- ③【誘導員の配置】
路肩・法肩付近で建設機械作業を行うときは、必ず誘導員を適正に配置するとともに、誘導方法・合図等を確認すること。
- ④【建設機械の作業半径内立入禁止】
建設機械の作業半径内に立ち入らないことを徹底すること。やむを得ない作業の場合は、作業前にお互いの役割分担や合図等を十分確認すること。

Ⅲ. 第三者の負傷及び第三者車両等に対する損害事故の防止

工事関係作業及び輸送作業等に起因して発生する「第三者の負傷及び第三者車両等に対する損害事故」は、一般の人の生命・資産に損害を与える非常に重大な事故であるにもかかわらず、昨年も多く発生している状況にある。

そこで、「第三者の負傷及び第三者車両等に対する損害事故」を防止するため、特に以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

- ①【施工中の現道を仮復旧する際の良い路面の確保】
施工中の現道を仮復旧により開放する際は、車両及び歩行者等が安全に通行できるよう、適切にパトロール等を行い、常に良好な路面を確保すること。
- ②【適切な交通誘導】
工事現場、工事規制帯等の出入口には交通誘導員を適切に配置するとともに、事前に具体的な誘導方法・合図等を確認すること。また、一般公道へはあらかじめ定められた場所・方法によって出入りすることを徹底すること。
- ③【飛来・飛散に対する事前防止策】
現道や民家等に近接した場所で自走式除草機械や肩掛け式除草機械による除草作業等を行う場合は、作業に先立ち、小石、空缶等の除去を徹底するとともに、飛石等により危険を及ぼす恐れのある影響物件等を事前に把握し、飛石防止用の防護板や防護カバー、防護ネット等を設置するなど事前防止策を講じること。

Ⅳ. 足場・法面等からの墜落・転落事故の防止

工事関係作業による高所（足場、法面等）からの墜落・転落に起因して、作業員等が被災する事故は、昨年も引き続き多く発生している。さらに、全国の工事死亡事故原因のトップとなっており、今年度も引き続き建設工事事務事故防止のための重点対策として通達されたところである。

そこで、「足場・法面等からの墜落・転落事故」を防止するため、特に以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

- ①【手すり先行工法による足場組立等作業の実施】

足場の組立等作業にあたっては、作業員が足場作業床に乗る前に手すりを設置し、かつ手すりを残して足場作業床を撤去する「手すり先行工法」で実施すること。また、作業にあたっては、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づき、事前に足場の施工計画を作成し、留意事項、禁止事項を徹底すること。

②【足場点検の強化】

足場の施工計画の充実を図るとともに、チェックリストなどを活用し、足場の安全管理・日常点検を行うこと。また、工事完成時に点検結果及び安全活動の成果を提出すること。

③【親綱・安全帯点検の強化】

法面作業等における親綱設備などの具体的な安全対策を施工計画書に記載するとともに、チェックリストなどを活用し、親綱・安全帯などの適切な取扱いについて日常点検を行うこと。また、工事完成時に点検結果及び安全活動の成果を提出すること。

《発注者及び請負者の実施事項》

【発注者の実施事項】

①請負者に対する重点的安全対策の周知
適宜次の段階等において重点的安全対策事項についての内容説明・注意喚起を行うこと。

- 1) 施工計画書受理時における説明
- 2) 工事現場における施工状況把握、安全パトロール等における説明
- 3) 工事安全協議会における説明

特に1)において、

○「架空線等及び地下埋設物件損傷事故の防止」にあたっての目印表示等の設置などの具体的な安全対策の実施方法、入出場時の高さチェックの具体的な実施方法

○「足場・法面からの墜落事故の防止」にあたっての親綱設備などの安全対策の具体的な実施方法

を確認すること。

また、2)、3)については、事務所長または副所長が極力参加することが望ましい。

②工事事務事故防止強化月間

工事稼働現場数が多くなる11月を「工事事務事故防止強化月間」とする。

主な実施内容

- 1) 全請負者を対象とした安全協議会の開催
- 2) 管内現場のパトロール・点検
- 3) PR活動等

※強化月間中に重点的安全対策の実施事項が徹底されておらず、発生した事故には、請負者に対し更に厳しい措置を行うこととする。

【請負者の実施事項】

元請業者は、工事全体の安全管理責任を負っていることを十分留意の上、以下について実施すること。

①重点的安全対策については、請負者として特に留意し、施工計画を立案する際に参考にすること。また、ミーティング時等に請負者からオペレーター・作業員への直接指導等を行う。

②架空線等及び地下埋設物件損傷事故の防止のため、目印表示等の設置などの具体的な安全対策の実施方法、入出場時の高さチェックの具体的なチェック方法を施工計画書に明記するとともに、その実施状況を発注者に報告すること。

③足場・法面等からの墜落事故の防止のため、親綱設備などの具体的な安全対策の実施方法を施工計画書に明記するとともに、チェックリストなどを活用し、足場及び親綱・安全带点検を強化し、工事完成時に点検結果・安全活動の創意工夫の成果を発注者に提出すること。

④資材搬入業者の運転手等に対しても、その都度請負者から指導を行うこと。

⑤同一会社で事故が連続して発生している請負者は、社内の安全管理体制を見直し、安全な施工が実施できる環境を整える。

工事現場の管理（盗難対策について）

平成17年度の関東地方整備局直轄工事における盗難被害の発生件数は114件となっており、過去5年間の中では2番目に多い件数である。

被害の内訳としては、バックホウ等建設重機その他、敷鉄板や鋼材等建設資材の盗難が多い傾向にある。

そこで、「盗難被害」を防止するため、特に以下の項目について重点的対策を講じ、発生防止に努めること。

- ①工事現場において関係者以外の立入禁止を徹底するとともに、現場内の不審物の早期発見・処理を行い、工事現場の安全性を確保すること。
- ②特に火器類等危険物の盗難防止等管理体制を強化すること。
- ③人通りのない山間部や耕地の建設現場については特に留意すること。
また、夜間、休日における防犯体制を整えること。
- ④盗難防止措置として、以下の対策の活用について検討を図ること。
 - ・センサーライトや監視カメラの設置、所轄警察署との連携による対策
 - ・建設機械の盗難対策として盗難防止装置や追跡装置の設置
- ⑤現場事務所荒らしについても多発していることから、パソコンの持ち帰り等情報管理についても十分留意すること。

平成18年度重点的安全対策の要点

関東地方整備局では、平成13年度より毎年度、工事の重点的安全対策を定め工事事故の防止に努めてきている。平成17年度には、その取り組みが進んだ結果、事故件数が85件と前年の88件に比べて3件減となる成果をあげたところである。

さらに、一層の安全対策の向上を図るために、平成18年度は、平成17年度までの事故件数の推移や対策の効果も検証しながら「重点的安全対策」の見直しを行うものである。

I. 架空線等及び地下埋設物件損傷事故の防止（継続・強化）

架空線等の損傷については、昨年に比べ大幅に増加（11件→16件）しており、特に、架空線の目印等の表示・作業員の注意不足による事故が目立つ。

また、地下埋設物件等の損傷については、昨年に比べ大幅に減少（13件→8件）しているが、依然として、地下埋設物件管理者への照会・立会や試掘・手掘り等の未実施による事故が目立つ。

【対策としては】

埋設物及び架空線等に目印表示等の設置、入出場時の高さチェック等の具体的な実施方法を施工計画書に記載し、実施状況を報告する。発注者もその実施状況を確認する。

また、埋設物及び架空線等の位置などについてオペレータ、誘導員等とともに現地を確認し、作業にあたっての合図・禁止事項等を徹底することが重要であることから、引き続き継続とした。

II. 機械の稼働に関連した人身事故の防止（継続・強化）

工事関係者の死亡事故及び負傷事故は昨年に比べ大幅に減少したものの、万一の場合重大事故（死傷事故）につながる恐れのある建設機械の転倒・転落事故（0件→8件）が大幅に増加している。

特に、建設機械作業において、誘導員を配置していなかったために路肩・法肩から転倒・転落した事故及びクレーン等が吊上げ作業時に転倒した事故は、重大事故につながる恐れがあることから同種事故の未然防止に努めることが必要である。

【対策としては】

建設機械による吊上げ作業時の安全確保として、クレーンの急速な旋回による転倒の注意、クレーン機能付きバックホウの使用について引き続き継続とした。

さらに、建設機械の作業半径内に立ち入らないこと、建設機械作業を安定した場所や姿勢で行うことを引き続き継続とした。

また、路肩・法肩付近での建設機械作業にあたっての、誘導員の配置、誘導方法・合図等の確認について新たに掲げた。

III. 第三者の負傷及び第三者車両等に対する損害事故の防止（継続・強化）

第三者の負傷及び第三者車両等への損害事故については、昨年に比べ大幅に減少（18件→12件）であるが、工事現場での出入口・交通規制帯の前後での事

故は4件、仮復旧の路面が悪く第三者に損害を与えた事故は2件であった。さらに、除草作業時の飛石等により第三者に損害を与えた事故(2件)が発生している。

【対策としては】

現場出入口や交通規制帯前後での誘導員の配置及び具体的な誘導方法等の確認、一般公道へ出入りする場所・方法の徹底、仮復旧時における良好な路面の確保は一般交通に対し非常に重要であることから、引き続き継続とした。

除草作業時などは飛石等に対する飛来・飛散防止対策を講じることが重要であることから、飛来・飛散に対する事前防止策の徹底を新たに掲げた

IV. 足場・法面からの墜落事故の防止（継続・強化）

工事関係者の負傷事故がほぼ同数（34件→33件）である中で、足場・法面等からの墜落による負傷事故（7件→9件）は昨年より増加している。

特に、高所作業における安全带・親綱設備等の未使用による事故が目立つ。

【対策としては】

足場の組立等作業にあたっては、手すり先行工法が作業員に安心感を与え、墜落事故防止に有効であることから、手すり先行工法による足場組立等作業の実施について新たに掲げた。

チェックリスト等を活用した足場及び親綱・安全带点検の強化を図ることが重要であることから、引き続き継続とした。